

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人奈良市文化振興センターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を奈良市三条宮前町7番1号におく。

### (目的)

第3条 この法人は、奈良市の委託を受け、これの設置する文化施設等の管理運営及び各種の文化事業を行なうことにより、市民の文化の向上と普及振興を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市の設置する文化施設等の管理運営
- (2) 市民の文化の向上及び普及振興のための事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、奈良県教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計の設置)

第10条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、奈良県教育委員会に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(決算)

第13条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に、奈良県教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

### 第3章 役員及び職員

(役員)

第14条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以下(うち、理事長1名、副理事長1名及び常務理事1名とする。)

( 2 ) 監事 2名以内

- 2 役員は、無給とする。ただし、理事会の議決を得た役員については有給とすることができる。

( 役員の選任 )

第15条 理事及び監事は、奈良市長が選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は理事の互選とする。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

( 役員の職務 )

第16条 理事長は、この法人を代表し、その職務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の定めるところにより、日常の業務を掌理する。

4 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

( 役員の任期 )

第17条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了後も、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行わなければならない。

( 役員の解任 )

第18条 奈良市長は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得て、これを解任することができる。

( 1 ) 心身の故障その他により職務の遂行にたえないと認められるとき。

( 2 ) 職務上の義務違反があるとき。

( 3 ) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

( 職員 )

第19条 この法人の職務を処理するため、所要の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

## 第4章 理事会

( 招集 )

第20条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上若しくは監事

から会議の目的たる事項を示して請求があったときに理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会を招集するときは、あらかじめ理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を通知しなければならない。

(議長)

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第23条 理事会の議決は、別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決まる。この場合において、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(書面決議等)

第24条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、表決することができる。この場合において、前2条に規定する事項については、理事会に出席したものとみなして処理する。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者を含む)
- (4) 議決又は承認事項
- (5) 議事の経過及び発言要旨
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中から、その理事会において選出された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

(監事の理事会への出席)

第26条 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第27条 この法人の寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、奈良県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

( 解散 )

第28条 この法人の解散は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、奈良県教育委員会の許可を受けなければならない。

( 残余財産の帰属 )

第29条 この法人が解散した場合において債務を弁済して、なお残余財産があるときは、この残余財産は、奈良市に帰属する。

## 第6章 補則

( 書類及び帳簿の備付等 )

第30条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- ( 1 ) 寄附行為
- ( 2 ) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- ( 3 ) 財産目録
- ( 4 ) 資産台帳及び負債台帳
- ( 5 ) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- ( 6 ) 理事会の議事に関する書類
- ( 7 ) 処務日誌
- ( 8 ) 官公署往復書類
- ( 9 ) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第6号の書類は永年、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

( 委任 )

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附則

- 1 . この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 . この寄附行為施行の際選任される役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず昭和59年3月31日までとする。
- 3 . この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和58年3月31日までとする。
- 4 . この法人の設立初年度の事業計画及び予算は第12条の規定にかかわらず別紙事業

計画及び予算書のとおりとする。

附則（平成 10 年 10 月 15 日寄附行為第 1 号）

- 1 . この寄附行為は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附則（平成 12 年 7 月 28 日寄附行為第 2 号）

- 1 . この寄附行為は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

別紙役員名簿

別紙事業計画書及び予算書 省略